

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報(H29.5.26,6.9 第 402,404 号より)

●貸切バス事業者に対する監査方針の変更

国が直接行う監査は、過去に重大な事故を引き起こした事業者や、重大な事故に結びつく法令違反が疑われる事業者に重点を置くこととし、対象事業者については監査を毎年1回以上実施することになりました。

それ以外の事業者については、今年度に指定される適正化機関が、巡回指導において法令遵守の状況を確認します。

詳細については下記をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000311.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000311.html)

●乗合バスの健康起因事故に関する調査報告書が公表されました

国土交通省の自動車事故調査委員会が、健康起因事故について調査報告書を公表しました。その概要を紹介します。

【 事故の内容 】

平成 28 年 1 月 7 日、東京都小金井市で乗合バスの回送中、運転手が突然意識を失い、けいれん発作を起こした。その際、無意識のうちにアクセルペダルを踏み込んだとみられ、バスは車道を斜めに横切ると、右側の車道に乗り上げ土留めに衝突。その後もガードパイプ等に接触しながら歩道を走行し、信号機をなぎ倒した後、左に方向を変えて歩道を乗り越えアパートに衝突した。

死傷者はいなかったが運転者は検査のため病院に搬送され、医師から機会発作(けいれん発作・意識消失発作)で、発作に反復性はなく発作の誘因の状況においてのみ

誘発される発作)と診断された。

#### 【 運転者の健康状況 】

- ・過去に今回のような発作を起こしたことはなかった
- ・最近の健康診断で運転に影響するような問題はなかった
- ・始業点呼時も身体の異常をうかがわせる前兆や症状は見られなかった
- ・事故の3分前に一瞬視界がぼやける異常を感じた

#### 【 対策 】

健康診断や点呼の状況から運行管理者が事故を予想することは困難であった。一方で運転者は事故前に視界がぼやける異常を感じていたことから、身体の異常を少しでも感じた場合は、躊躇せず速やかに車両を停止させ、運行管理者に状況を報告することが事故を防ぐためには重要である。

また、国土交通省は、万が一発作等が起きた場合に備え、運転者の体調急変時に車両が安全に自動停止するシステム等の開発・普及に取り組む必要がある。

調査報告書の詳細については下記をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000307.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000307.html)